

専門教育科目

講義科目

授業科目名	労働安全衛生法	科目コード	配当年次	単位
担当教員	吉澤 郁夫	FV51	1	2

科目の概要

労働安全衛生法は、安全衛生確保のための総合的な法制として立法化されたもので、労働災害の防止などによる労働者の安全と健康の確保とともに、さらに快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。本科目の学習では、これらの目的を達成するために、事業者に課せられている事業場内や作業場所の安全衛生管理体制に関する措置、危険な機械や有害な化学物質の製造や流通段階での規制、健康の保持増進を図るための措置などの理解を深める。

科目の到達目標

- ①労働安全衛生法の全体構造や各条項の意味、制度の仕組みを理解することができる。
- ②労働者の安全と健康を守る、職場環境をより快適に形成する、という積極的な目的をもった本法の知識を身につけることができる。

テキスト 『労働安全衛生法』安全衛生普及センター

テキストの読み方

- ①社労士試験での本法からの出題数は、他の科目に比べて少ない割には、条文の数も多く、その学習範囲は広いことから、受験者には効率的な学習が求められる。
- ②本講座のテキストは、社労士試験でも出題上重視されている項目（安全衛生管理体制、健康の保持増進のための措置等）を中心に学習をすすめ、その後に学習範囲を広げていくのが、受験上有効である。
- ③本法の学習では、各種の法令用語や数字などの基本事項の正確な把握に努めることが良策である。

単位修得の方法

レポート課題を提出し、60点以上であれば合格となり、科目修得試験を受験できる。科目修得試験の得点が60点以上であれば合格となり、評価が確定し、2単位を修得できる。